

事務連絡
平成 23 年 11 月 15 日

各 都道府県医療主管課 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局指導課

医療施設における今冬の電力需給対策について

東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして厚く御礼申し上げます。

また、今夏の節電への取組についても御協力をいただきまして感謝申し上げます。

今般、政府の電力需給に関する検討会合（11 月 1 日）において、「今冬の電力需給対策について」（別添）が発表され、今夏の電力需給対策の総括と今冬の電力需給の見通し及び対策等が示されたところです。

「今冬の電力需給対策について」において、今冬の電力需給対策については、計画停電の実施や需給ひっ迫による停電の発生を回避するため、節電により対応するとの考え方が示されています。また、節電に当たっては、①電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限は行わない、②具体的な節電の要請に当たっては、経済活動や国民生活の実態に応じた、きめ細かな対応を求めること等とされています。

つきましては、別添の内容につき御了知いただきますとともに、貴管内の医療施設に対し周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム）

（電話）03-5253-1111（内線）2518、2519

【参考となるウェブサイト等】

経済産業省ホームページ

・「電力需給に関する検討会合」

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

国家戦略室ホームページ

・「エネルギー・環境会議」

http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01_04.html#haifu

今冬の電力需給対策について

平成 23 年 11 月 1 日
電力需給に関する検討会合

1. 今夏の電力需給対策の総括

(1) 今夏、東京電力及び東北電力管内においては、ピーク期間・時間帯^{*}の使用最大電力について▲15%の抑制(節電)を要請し、特に大口需要家については電気事業法第27条に基づく使用制限を実施する等の対応を行った。また、関西電力管内においては、全体として▲10%以上の節電の要請を行った。中西日本のその他の電力管内(中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力の各管内)においては、国民生活や経済活動に支障を生じない範囲での節電に取り組んだ。

※各電力会社管内において節電を要請する期間・時間帯。

(2) こうした要請等を踏まえた需要家の皆様の節電の協力等により、需要は各地域において概ね目標とする水準で推移し^{*}、電力会社による供給力の積上げの努力や機動的な電力融通等の対応と相まって、計画停電や需給ひっ迫による停電は回避することができた。

※今年の需要・気温が高かった日と気温が同程度の日を選定して比較した場合、東京電力で▲19%、東北電力で▲18%、関西電力で▲8%

(3) なお、需要動向を個別に見ると、東京電力及び東北電力管内の大口需要家においては、電気事業法第27条に基づく使用制限等により、目標以上の節電が行われる傾向があった。また、小口需要家においては、自主的な数値目標であっても、概ね目標に応じた節電が行われた。さらに、家庭においては、自主的な数値目標であっても、具体的な節電メニューを提示することにより、無理のない範囲で節電が行われた。

2. 今冬の需給見通し

(1) 全般

今冬の電力需給バランスについては、一般的に冬期の需要は夏期に比べて低いことから、定期検査等により停止中の原子力発電所が再起動しない場合であっても、全国的に見れば、今夏ほど深刻とはならない見通しである。

(2) 東日本(北海道、東北、東京電力管内)

東北電力については予備率が▲3.4%(1月)となるものの、東日本3社合計で

は予備率 4.6%(1 月)となる見込みである。

(3)中西日本(中部、北陸、関西、中国、四国、九州電力管内)

関西電力及び九州電力について、予備率がそれぞれ▲7.1%(1 月)及び▲2.2%(1 月)と厳しくなる見通しであるものの、中西日本6社合計では予備率 0.6%(1 月)となる見込みである。

3. 今冬の需給対策の基本的考え方

以上の状況を踏まえ、計画停電の実施や需給ひっ迫による停電の発生を回避するため、以下の対応を行う。

(1)供給面

- ① 引き続き、供給力の積み増し努力を続けていく。
- ② 日々の電力システムの運用において、各社の需給状況を踏まえつつ、更に機動的な相互の融通を行うことで、需給が逼迫する地域の需給バランスを確保できるような対応を行う。

(2)需要面

供給力の最大限の積上げを行った上でもなお存在する需給ギャップについては、ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)の抑制(節電)により対応する。節電に当たっては、経済社会への影響を最小化するため、以下の考え方に基づいて行うこととする。

- ① 電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限は行わない。
- ② 具体的な節電の要請に当たっては、経済活動や国民生活の実態に応じた、きめ細かな対応を求める。

上記に加え、政府としても、電力需給ギャップの解消に向け、予算、規制改革等、あらゆる措置を検討し、できる限りの措置を講じる。その際、短期的に効果がある措置に限定せず、今後1～3年間を見据えて効果が期待される措置もあわせて講じる。

4. 今冬の需給対策

上記基本的考え方を踏まえ、今冬の需給対策として、以下の対応を行う。

(1)東日本(別紙1参照)

- ①東北電力管内の予備率は▲3.4%(1 月)となるが、被災地の復興需要に配慮し、今夏同様、東京電力及び北海道電力からの融通を最大限活用し、供給力を確保する。

- ②他方、電源脱落等のリスクに備える必要があること等に鑑み、需要家の方々に対して、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電(具体的には、照明・空調機器等の節電など)を要請する(具体的な数値目標は示さない。)。その際、特に、被災地においては、無理な節電を強いることのないよう配慮する。

(2)中西日本(別紙1参照)

- ① 中西地域全体で見ても予備率が3%に達していないこと、電源脱落などに備える必要があることから、今夏同様、電力会社間の融通を最大限活用するとともに、需要家の方々に自主的な節電を要請する。
- ② 特に、供給力が最大需要見通しを下回る関西電力及び九州電力管内については、ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)について、今夏の大口需要家・小口需要家・家庭別の需要分析を踏まえ、数値目標を伴うきめ細かな節電要請を行うこととする。その他の電力会社(中部電力、北陸電力、中国電力及び四国電力)管内については、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲でのピーク期間・時間帯の使用最大電力の抑制(kW)(具体的には、照明・空調機器等の節電など)を要請する(具体的な数値目標は示さない。)。その際、特に、被災地においては、無理な節電を強いることのないよう配慮する。

(3)各地域の節電要請(ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)の抑制※別紙2)

<関西電力管内>

- ① 節電目標(▲10%以上の節電)
- i 大口需要家・小口需要家・家庭それぞれ②に定める期間・時間帯において、使用最大電力(kW)を③の基準電力の90%を超えない水準に抑制するよう要請する。
 - ii 病院や鉄道などライフライン機能等の維持に支障が出る場合(※1)や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合等については、機能維持への支障や生産活動への実質的な影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請する。なお、その場合には、当該需要家の業務部門(※2)については上記の期間・時間帯において共通目標(▲10%以上)を上回る使用最大電力(kW)の抑制を要請する。

※1 当該需要家における業務部門以外の部門が実施する節電の目安としては、平成23年夏期の東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方(別紙3)を参考とする。

※2 業務部門とは、それぞれの大口・小口需要家における事務・間接部門(オフィス部門等)をいう。

(例1)病院 : 患者への医療サービスの提供に関する設備機能を除く事務・間接部門

(例2)鉄道 : 列車の運行に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例3)金融業: システムセンターなど取引や情報処理に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例4) 製造業： 製造部門以外の事務所等

②節電期間

12/19(月)～3/23(金)の平日(12/29,12/30,1/3,1/4を除く) 9:00～21:00

③基準電力

前年同月の使用最大電力の値(kW)等を基準の目安とする。

④管内における複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能。

<九州電力管内>

① 節電目標 (▲5%以上の節電)

- i 大口需要家・小口需要家・家庭それぞれ②に定める期間・時間帯において、使用最大電力(kW)を③の基準電力の95%を超えない水準に抑制するよう要請する。
- ii 病院や鉄道などライフライン機能等の維持に支障が出る場合(※1)や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合等については、機能維持への支障や生産活動への実質的な影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請する。なお、その場合には、当該需要家の業務部門(※2)については上記期間・時間帯において共通目標(▲5%以上)を上回る使用最大電力(kW)の抑制を要請する。

※1 当該需要家における業務部門以外の部門が実施する節電の目安としては、平成 23 年夏期の東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方(別紙3)を参考とする。

※2 業務部門とは、それぞれの大口・小口需要家における事務・間接部門(オフィス部門等)をいう。

(例1) 病院 : 患者への医療サービスの提供に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例2) 鉄道 : 列車の運行に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例3) 金融業 : システムセンターなど取引や情報処理に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例4) 製造業 : 製造部門以外の事務所等

②節電期間

12/19(月)～2/3(金)の平日(12/29,12/30,1/3,1/4を除く) 8:00～21:00

③基準電力

前年同月の使用最大電力の値(kW)等を基準の目安とする。

④管内における複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能。

<その他>

その他の電力会社(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、中国電力及び四国電力)管内については、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での以下の期間・時間帯における使用最大電力の抑制(具体的には、

照明・空調機器等の節電など)を要請する。上記期間以外の関西電力・九州電力管内についても同様とする。

節電期間:

12/1(木)～3/30(金)の平日(12/29,12/30,1/3,1/4を除く)

9:00～21:00 (九州電力管内については 8:00～21:00)

(4) 情報提供等

- ① 政府は、事業者及び家庭向けに具体的な冬の節電メニューを提示する。その際、今回の節電要請は、個々の需要家の電気の使用量(kWh)の合計ではなく、ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)の抑制を要請するものであることを明確にする。
- ② 電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等(携帯事業者やインターネット事業者等)による幅広い情報提供に積極的に協力する。
- ③ 電力需給の逼迫が予想される場合には、電力会社において需給調整契約の最大限の活用により大口需要家等の需要抑制を行うとともに、政府において「需給逼迫警報」を発令し、すべての需要家に対して一層の節電を要請する。
- ④ 政府及び政府関係機関においては、上記(3)の節電目標に基づき、節電に率先して取り組む。

以上

今冬の需給バランス

12月	(万kw)		北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
	供給-需要 (予備率)	52	▲71 (▲5.3%)	344	153	14	39	52	17	▲19 (▲1.3%)	256	325	581	(3.8%)
最大電力需要	575	1,350	5,150	2,234	2,549	509	1,018	520	1,482	8,312	7,075	15,387		
供給力	627	1,279	5,494	2,387	2,563	548	1,070	537	1,463	8,568	7,400	15,968		

1月	(万kw)		北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
	供給-需要 (予備率)	71	▲48 (▲3.4%)	307	145	▲188 (▲7.1%)	33	72	24	▲34 (▲2.2%)	52	330	382	(2.4%)
最大電力需要	579	1,390	5,150	2,342	2,665	528	1,074	520	1,533	8,662	7,119	15,781		
供給力	650	1,342	5,457	2,487	2,477	561	1,146	544	1,499	8,714	7,449	16,163		

2月	(万kw)		北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
	供給-需要 (予備率)	86	▲6 (▲0.5%)	225	145	▲253 (▲9.5%)	31	72	11	32	38	305	343	(2.2%)
最大電力需要	563	1,370	5,150	2,342	2,665	528	1,074	520	1,474	8,603	7,083	15,686		
供給力	649	1,364	5,375	2,487	2,412	559	1,146	531	1,506	8,641	7,388	16,029		

3月	(万kw)		北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
	供給-需要 (予備率)	36	87 (6.9%)	182	168	▲194 (▲7.9%)	37	99	61	60	230	305	535	(3.6%)
最大電力需要	545	1,270	5,023	2,175	2,459	496	984	469	1,377	7,960	6,838	14,798		
供給力	581	1,357	5,205	2,343	2,265	533	1,083	530	1,437	8,190	7,143	15,333		

※ 最大電力需要については東北電力管内は震災の影響を考慮した見通し。東京電力管内は平成22年度冬ピーク実績をベースに定めたもの。
他の電力管内は平成22年度冬ピーク実績又は各社の平成23年度冬ピーク見通しのいずれか高い方で想定。

使用最大電力(kW)の抑制について

(別紙2)

①ピーク期間・時間帯(※1)において、それぞれの事業所等の前年同月(※2)の使用最大電力(kW)の値等を目安とした基準からの節電をお願いします。(以下の、関西電力管内における事業所A(1月)の例の場合、前年1月の使用最大電力5,000kWに対し、今冬10%以上の節電により、今冬1月における平日(1/3, 1/4を除く)9:00-21:00の時間帯は、使用最大電力(kW)が、4,500kWを超えないよう節電へのご協力をお願いします。)

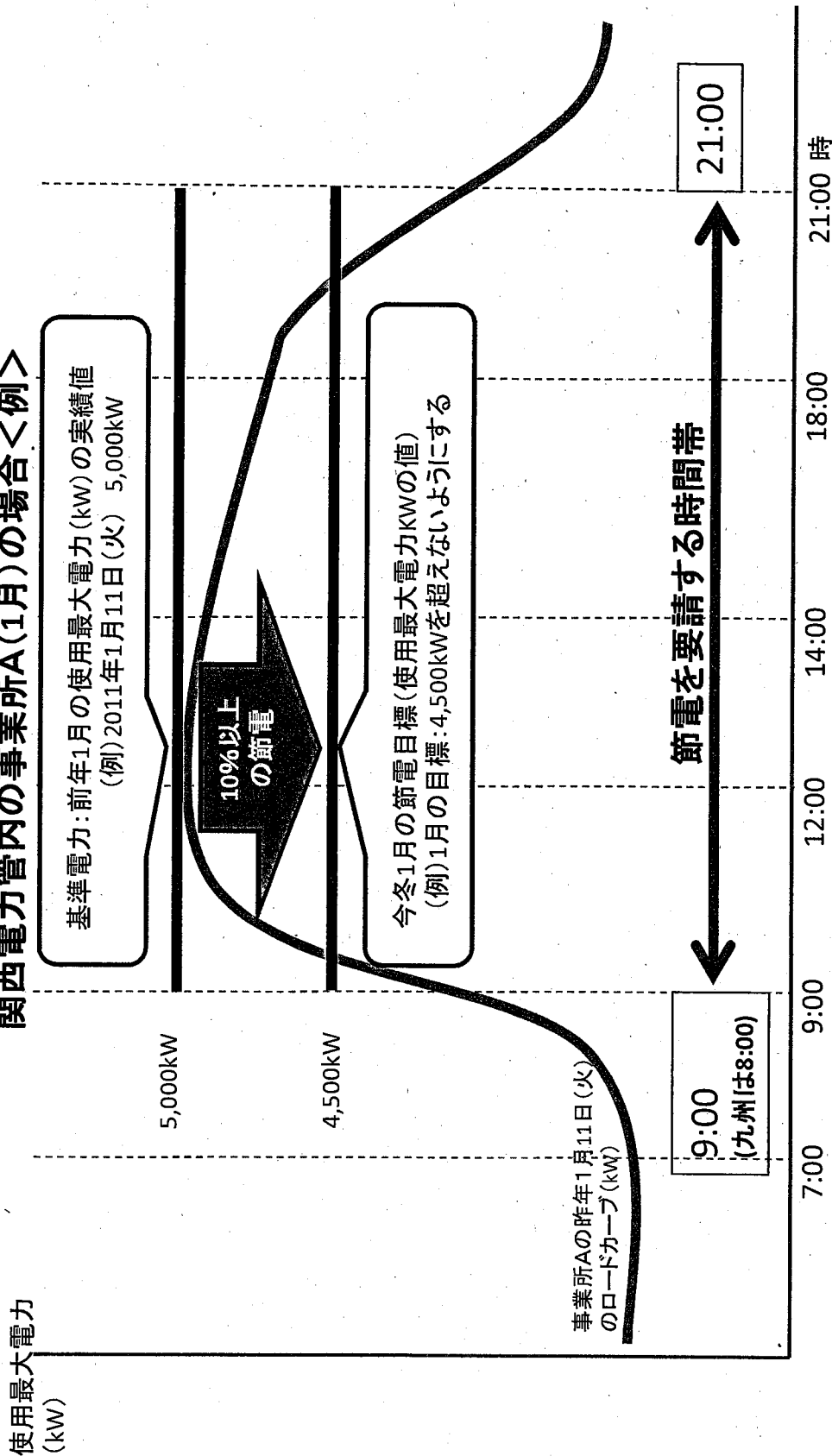
※1) 各電力会社管内において節電を要請する期間・時間帯。

例: 関西電力管内であれば、数値目標を設定するのは12月19日-3月23日(12/29-1/4を除く) 平日 9:00-21:00

※2) 2012年1月であれば2011年1月の使用最大電力(kW)等

②1日(24時間)を通じた電気の使用量(kWh)の合計の抑制ではありません。

関西電力管内の事業所A(1月)の場合<例>



(別紙3)

東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用
に当たっての制限緩和措置の考え方(平成23年夏期)

平成23年夏期、東京・東北電力管内における大口需要家については、原則、
昨年の使用最大電力の値の15%削減した値を使用電力の上限とし、例外とし
て以下の制限緩和措置を講じた。

(1) 生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備

①医療関係

- 医療施設：削減率0%
- 使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす医薬品・医療機
器製造販売業及び製造業、医薬品卸売販売業：削減率0%

②老人福祉・介護関係

- 使用制限が生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす老人福祉施設、
介護保険施設、障害児(者)福祉施設等：削減率0%

③衛生・公衆安全関係

- 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金により地方公共団体が実施する
坑排水処理事業：削減率0%
- 上下水道、上下水道等に原水を供給する揚水機場(調整池を有さない
ものに限る)：削減率5%
- 産業廃棄物処理施設(焼却処理施設に限り、当該施設が主要施設であ
る場合に限る)：削減率5%
- 火葬場：削減率10%
- と畜場：削減率10%

(2) 安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備

①24時間・365日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備

- 情報処理システムに係る需要設備(例：データセンター、金融機関、
航空、通信関係のシステム)：削減率(変動幅に連動)
- クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備：削減率(変動幅に連
動)

※電力使用の変動幅と削減率

変動幅10%未満：削減率0%

10%以上15%未満：削減率5%

15%以上20%未満：削減率10%

②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備

i) 交通関係

- 鉄道一般 12時～15時：削減率15%、その他の時間帯：削減率0%
- 東北・長野・上越・東海道新幹線、青函トンネル：削減率0%
- ローカル路線 片道3本/時：削減率0%、片道4, 5本/時：削減率5% (9時～12時、15時～20時は0%)

ii) 航空関係

- 航空保安施設：削減率5%
- 空港ターミナルビル：削減率5%

iii) 物流関係

- 定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業：削減率5%
- 中央・地方卸売市場：削減率5%
- 港湾運送等に係る需要設備：削減率5%

iv) 宿泊関係

- ホテル・旅館：削減率10%

v) エネルギー供給関係

- 発電のためのガス供給等に係る需要設備：削減率0%
- 発電所等に送水する工業用水：削減率5%

vi) その他

- 一般紙の夕刊印刷工場 12時～15時：削減率0%、その他の時間帯：削減率15%
- 夕刊紙の印刷工場 10時～12時：削減率0%、その他の時間帯：削減率15%

(3) その他

- 一括受電マンション等：契約電力上限
- 平成23年3月11日以降、今夏の電力使用抑制のために東京・東北電力管外に移転した需要設備について、同一法人の他の需要設備の削減量に考慮
- 設備の検査等により基準期間・時間帯の使用最大電力の値が契約電力に比して著しく低い場合の基準電力値を契約電力とする緩和措置